

## 体験寺子屋事業費補助金交付要綱

### 第1 趣旨

知事は、地域の教育力の向上を図るため、体験寺子屋事業を実施する民間団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

### 第2 定義

- (1) この要綱において「体験寺子屋事業」とは、原則として、小学校又は中学校の3以上の学年に属する5人以上の児童又は生徒で構成された異年齢集団を対象とし、当該児童又は生徒の豊かな人間性及び社会性を育むことを目的とした体験活動を行う事業をいう。
- (2) この要綱において「民間団体」とは、PTA、自治会その他の団体又は個人で構成された体験寺子屋事業を実施する団体で、次のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 営利を目的とせず、公益性があること。
  - イ 団体構成員間の親睦を主たる目的とするものでないこと。
  - ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
  - エ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- (3) この要綱において「日帰りによる体験寺子屋事業」とは、教育委員会が別に定める期間のうち4日以上行う体験寺子屋事業（宿泊を伴う体験寺子屋事業を除く。）をいう。
- (4) この要綱において「宿泊を伴う体験寺子屋事業」とは、地域の宿泊が可能な施設であって教育委員会が別に定めるものにおいて1泊以上宿泊しながら行う体験寺子屋事業をいう。

### 第3 補助の対象及び補助率（額）

- (1) 補助の対象  
体験寺子屋事業に要する経費（備品購入費を除く。）
- (2) 補助率（額）  
別表に掲げるとおりとする。

### 第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
  - ア 交付申請書（様式第1号）
  - イ 事業計画書（様式第2号）
  - ウ 収支予算書（様式第3号）
  - エ 資金状況調べ（様式第4号）
  - オ その他必要と認める書類
- (2) 提出期限  
別に定める日まで

### 第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
  - ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
  - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

## 第6 軽微な変更

第5(1)アに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- (1) 実施日の変更
- (2) 実施場所の変更
- (3) 宿泊施設の変更（宿泊を伴う体験活動に限る。）

## 第7 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第5号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更収支予算書（様式第3号）
- エ その他必要と認める書類

## 第8 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第6号）
- イ 事業実績書（様式第2号）
- ウ 収支決算書（様式第3号）
- エ その他必要と認める書類

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5(1)イにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

## 第9 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

請求書（様式第7号）

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

## 第10 概算払の請求手続

提出書類 各1部

ア 概算払請求書（様式第7号）

イ 資金状況調べ（様式第4号）

**附 則**

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 地域における通学合宿等事業費補助金交付要綱（平成25年静岡県告示第432号）は廃止する。

附 則（令和6年3月29日告示第290号）

この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

**別表**

事業の区分	宿泊数	補助率（額）
日帰りによる体験寺子屋事業	—	第3(1)に掲げる経費に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内とし、4万円を限度とする。
宿泊を伴う体験寺子屋事業	1泊	第3(1)に掲げる経費に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内とし、4万円を限度とする。
	2泊以上	第3(1)に掲げる経費に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内とし、6万円を限度とする。

様式第 1 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

体験寺子屋事業費補助金交付申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

年度において体験寺子屋事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

(1) 金額 円

(2) 事業の目的

2 概算払の承認申請

(1) 金額 円

(2) 理由

(3) 時期

口座振替先 金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人（カナ）

（注）以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業名

2 実施内容

団体名	
代表者氏名	
事業担当者氏名	
体験活動の目的	
体験活動の内容	
実施期間	
実施場所 (宿泊施設を含む。)	
対象者	学年： 人数：
運営体制	
年間スケジュール	
ボランティア等 関係機関	

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

様式第4号（用紙 日本産業規格A4横型）

資 金 状 況 調 べ

区分 月別	収 入				支 出				差引残高
				計				計	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

体験寺子屋事業計画変更承認申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた体験寺子屋事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第6号（用紙 日本産業規格A4縦型）

実 績 報 告 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた体験寺子屋事業が完了したので、  
関係書類を添えて報告します。

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第7号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請求書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた体験寺子屋事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
名 称  
代表者 氏 名

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名